

## 第14回 生活基盤TF 議事概要

日 時 : 平成21年3月6日(金) 10:00~11:00

会 場 : 永田町合同庁舎2階 207会議室

議 題 : 金融庁からのヒアリング及び意見交換

信用情報機関における過払い金返還請求の履歴の取扱いについて

出席者 : 規制改革会議

中条主査、安念委員、福井委員、石川専門委員

参考人 堂下 浩 氏(東京情報大学 総合情報学部 准教授)

金融庁 監督局 総務課

金融会社室長 角田 隆 氏

議 事 :

中条主査 今日朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。「生活基盤TF」のヒアリングをさせていただきたいと思っております。

今日の議題は「信用情報機関における過払い金返還請求の履歴の取扱いについて」ということで、金融庁の金融会社室長に来ていただいております。

それでは、最初に10分から20分程度お話をいただきまして、その後、意見交換をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

角田室長 金融会社室長の角田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に資料を配付させていただいております。

まず1ページ目をごらんいただきたいんですけども、信用情報機関というと全情連が非常に規模の大きいところでありますが、こちらにございますように、私どもは5つぐらいあると思っております。全情連のほかにも、その横にありますテラネットですとかCCB、CIC、全銀協、こういったところがそれぞれ会員の方から情報を収集し、集めた情報を与信に必要な情報として提供する。こういったことをされているわけでございます。

今日、話題になりました過払い金返還請求の履歴自体については、私ども5つの団体を直接監督するような権限を持ち合っているわけではないものですから、あくまで任意のヒアリングでしか情報がないので、もし不正確なところがあったらお許しいただきたいと思っております。

過払い金返還請求の履歴の取扱いを行っておられるのは、全情連のみであろうと考えております。それぞれ自発的というか、自然発生的にでき上がってきた機関でございますので、それぞれ経緯がございます。

全情連の場合ですと、貸金業を専門になっている業者の自発的な取組みによってでき上がってきたということでございます。

左上にございますCICは、信販、クレジットの関係者でつくられてきている。

CCBにつきましては、業種横断的なものになっている。

こうすることで、それぞれ特徴があるんですけども、今のところ監督は行われておりませんので、余り詳細な内容は存じ上げないところでございます。

2ページをごらんいただきたいんですけども、これから新しい法律の下でどういうことをやっていくかということですが、改正貸金業法はまだ完全には施行されておりませんが、来年6月までには完全に施行されることになっておりまして、その際の1つの大きな柱として総量規制がございまして。

総量規制の前提として、それぞれの借手が総額でどれだけの債務残高を持っているかということとを把握しなければいけないんですけども、先ほど申し上げましたように、5つぐらいにばらばらに分かれておりまして、すべての貸金の残高が幾らあるかという情報を必ずしも正確に把握できない状況に、今、業者さんは置かれておりますので、どこかの団体に加入していても、別のところに入っている情報にもアクセスができるような体制を整えなければいけないということでございます。

そこで、私どもは情報を取り扱う機関を申請により指定いたしまして、その指定された機関間で今の残高情報等が交流できるようなシステム、仕組みを法律によって整えたということでございます。当然、公共的なインフラでございますので、しっかりとした情報管理体制、プライバシーの保護というものを図っていかねばいけないと考えているところでございます。

3ページ目なんですけれども、これも新しい貸金業法上の指定信用情報機関の位置づけということになるわけですが、今度、金融庁は信用情報機関を指定する。そして、指定した機関に対してさまざまな監督上の権限が行使できるようになりました。

左の上のところに「指定信用情報機関に対する監督」を設けております。役員の兼職制限の認可ですとか、兼業の制限の承認、業務規程の認可、報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止、指定取り消し、業務移転命令など、さまざまな監督上の権限を設けておるところでございます。

また、指定に当たりましては、ある程度の情報を有している機関でないと指定ができないということで、加入貸金業者数は100以上あって、個人信用情報に係る貸付残高が5兆円以上ある、純資産額が5億円以上あるというようなことを要件とさせていただいたということでございます。

そして「加入貸金業者に対する義務」として、貸付時等の個人信用情報の遅滞のない登録をしていただくということ。信用情報の照会、登録に係ります顧客からの同意を取っていただくということ。信用情報の目的外利用を禁止するというようなことを規定しておるわけでございます。

4ページのところは、全体の改正貸金業法の施行スケジュールで、ただいま申し上げました指定信用情報機関制度は のところに書いてありまして、これは3条施行になりますと指定の申請が可能になりまして、申請の審査をして、適当であれば指定をすることになります。そして、そのインフラを基に総量規制というものが完全施行で導入される。こういう流れになっております。

過払い返還請求の履歴の取扱いということが話題になっているんだと思うんですけども、現状で言えば全情連がどうしているかということであり、それから、3条施行後の申請があつてから後の状況にいきますと、今度は行政として、どういう観点でこの指定をするかとか、あるいは業務規程の認可についてどういう考え方で対応するのかということになってくるんだろうと思います。

現状、全情連がどういうことをされているかについては、既にヒアリングが実施されていて重複すると思うので、そこは避けたいと思います。

私ども指定機関に対してどういうことを期待するか。過払い金返還請求の履歴の取扱いというのは、言わばどういう情報を取り扱うかという話になりまして、これは業務規程の認可の問題になってきます。信用情報機関でございますので、個人の返済能力に関する情報を、与信審査に当たって参考とするために提供するのがコアの業務になっておりますので、個人の信用情報を提供していくこと自体は、むしろ大事なことであるわけでありまして。

過払い金返金請求をしたか、しなかったかということ自体と個人の信用情報というものがどこまでリンクしているのかというところが、我々からすると少し疑問なところがございまして、個人の信用情報ということで、もう少し明確な信用情報提供をされればいいのではないかと。

例えば債務があった。だけれども、払えなくなった。そうすると、債務を減額したり、あるいは免除したりというようなことも起きてまいるわけですが、そういった情報を提供することは、ある意味で、それだけ借りにくくなる可能性が高くなりますが、返済能力がない人に貸してはいけないということも法律の趣旨でございますので、そういう情報を提供されるということは構わないと思うんですが、過払い金返還請求をしたかどうかという行為そのものが信用情報そのものではないだろうと思いますので、信用情報に絞って提供していただくことが適切なのではないかとというのが、今のところ、私どもが考えているところでございます。

非常にピンポイントな議題でございますので、私からはそのぐらいのところでございます。

中条主査 ありがとうございます。

3ページの「指定の要件」という項目は、業者数が100以上とかその辺のところは数字でよくわかる話です。

「業務規程の整備」というところは、こういう業務規程が整備されていけばよいということですね。

角田室長 指定そのものの要件と業務規程の認可という手続が別途あります。

中条主査 なるほど。指定をした上で、今度は業務規程そのものを認可するという作業があるということですね。

角田室長 はい。

中条主査 業務規程の認可の中で、こういう情報はきちんと整備していなければいけません。これはわかります。

こういう情報は入れてはいけないということも、そこでは言えるわけですか。

角田室長 それは認可ですから、言えるんだろうと思います。

中条主査 こういう情報を集めてはいけないということですね。

角田室長 公共インフラとしてはです。

中条主査 そういうやり方というのは、信用情報機関に限らず、さまざまな情報を集めているところはたくさんあるわけですが、すべてについて適用される法的な制度になっているんですか。

角田室長 すべてに対して適用しようすると、個人情報保護法ぐらいだろうと思います。勿論、民法、刑法とかそういうものは別としてです。

そういう意味では、今、全く関係ないと申し上げたのはちょっと言い過ぎだったかもしれませんが、これらの機関に対しても、個人情報保護法上の取扱いというものがあります。これはすべての情報に適用される共通ルールですので、特に指定信用情報機関に対する監督権限と比べると、相当程度抑制的というか、緩やかなというか、そういう規制になっています。

中条主査 そうしますと、こういう情報は入れていなければいけないというのは具体的に、積極的にそちらから情報機関に対して要求されるわけですね。

それで、こういう情報は入れてはいけないというのは、例えば情報機関の方がこういう情報を新たに入れたいというときに、その都度、いちいちお伺いを立てるといったことなんでしょうか。

角田室長 業務規程の認可というのは、そういうやり方をとろうとすればそういうやり方になってしまいますけれども、概括的に表現できるのであればそういうやり方もあると思います。こういう付加的なサービスを提供したいということはあると思います。そのサービスを提供することが指定機関として妥当だということであれば、だめと言わなければいけない理由もない。

中条主査 その妥当性というのは、どういう程度で御判断なさるんですか。

角田室長 要するに、これまでは、信用情報機関は、貸し手側が自主的に設けた機関ですから、貸し手側にとって有用な情報であればすべて提供されるということであったと思うんですけれども、今度はより中立的な立場で、利用者の保護と貸し手側の便宜の問題と両方を考えた機関として貸金業法で位置づけられておりますので、そういう機関としてふさわしい対応をしていただかないといけないだろうと考えています。

福井委員 それは業務規程の認可の条文中のどこにありますか。業務規程の認可は 41 条の 20 だと思いますが、この業務規程の中に信用情報の収集及び提供に関する事項というものがあります。また、例えば信用情報の正確性の確保に関する事項とあります。信用情報というのは定義が 2 条にありますけれども、貸金需要者である顧客または債務者の借入金の返済能力に関する情報と定義されています。

これに対して、今、おっしゃられたのは、借り手の保護のようなこともあるから、資金需要者である顧客または債務者の借入金の返済能力に関する情報であったとしても、それを秘匿させることが適切な場合があるという御主張にも聞こえたんですが、その法的根拠を教えてくださいませんか。

角田室長 返済能力に関するものでなければいけないということを申し上げたかったんです。

福井委員 要するに、貸し手にとって有用な情報であったとしても、登録させてはいけない場合があるというのが、この法の趣旨だとおっしゃいましたね。それはどういう解釈論で読めるんですか。

角田室長 返済能力に関する情報であれば、当然、私は登録することがおかしいと申し上げたつもりはないです。

福井委員 そうということですか。返済能力以外の情報であれば、それは中立的な観点から何が何でも集めていいわけではない。そういう意味ですね。

角田室長 例えば債務を減額したとか、あるいは破産したとか、そういうことはまさにダイレクトに返済能力に関する情報だと思うんですけども、そのほかにも参考としていろいろな情報が提供されていると思います。それは過去のどういう情報を提供してもらった方が都合がいいかということに基づいて選別されてきたと思います。これまでは自然に出てきたんだと思うんですけども、これからはちゃんとそこを見ていかなければいけない。

福井委員 それは債務者の借入金の返済能力に関する情報以外を、何が何でも集めてもいいというわけではないという意味ですね。

角田室長 それ以外のものについての提供だとすると、問題のないものかどうかということを考えなければいけない。

福井委員 それはわかりました。

ということは、逆に言えば、債務者の借入金の返済能力に関する情報である限りは、業務規程認可基準にもあるように、極めて正確に、厳密に、詳細に集めていただく必要がありますね。

角田室長 詳細というか、今、申し上げたように、例えばダイレクトに債務の減額をしたとか、そういう情報であれば当然そうなります。

福井委員 まず定義の議論をしましょう。要するに、債務者の借入金の返済能力に関する情報については、指定信用情報機関が集めなければいけないんですね。解釈論として、極めて端的にお聞きしますが、債務者の借入金の返済能力に関する情報である限りは集めなければならない。しかも、それは正確性の確保という基準もあるように、正確でなければならない。まずこの点についての一般的な解釈をお伺いします。

角田室長 一般的にそういうことだと思います。

福井委員 まず定義を教えてください。そういうことですね。

角田室長 解釈の幅はあると思いますが、おおむねそういうことだと思います。

福井委員 わかりました。

少し細かい論点は後の方なんですけれども、要するに、本日のここでの論点は、過払い金の返還請求に関する情報が返済能力に関連しないということであれば、それは集めてはいけない情報かもしれない。しかし、それが返済能力に関する何らかの有用性を持ち得る資料であれば、返済能力に関する情報であって、むしろ、集めねばならないということになりますね。

角田室長 「ねばならない」と言うかどうかは、もう少し議論してみないとわかりません。

福井委員 そうですか。ということは、返済能力に関する情報だということがわかっていて、事実もわかっているのに、それを抹消するべきであるという領域は法令上ありますか。

角田室長 返済能力に関する情報として、しっかりとした情報が既にあるとあって、それに対して付加的な情報を提供するものではない別の情報があるって、それが返済能力と何らかの関連はあるかもしれないという程度の情報であるとすれば、それを集めなければならないということには・・・。

福井委員 ちょっと待ってください。返済能力というのは連続的なものですから、返済がおよそできない場合と完全にできる場合の間にいろいろな段階があるわけです。

今、おっしゃった付加的な情報が返済能力の上限を多少なりとも変化させるものであるときに、

それを集めなくてもいい場合というのがあるというのは、法文上のどこで読めますか。

貸金業法の建前は、借入金の返済能力に関する情報について集めねばならないと私どもには読めるんですけども、そうすると、借入金の返済能力というのは0か100ではなくて、どの程度返せるリスクが高いか低いとか、あるいはどの程度の金額を返し得る能力があるのかという連続的な程度の問題でもあるわけです。

そうだとすると、そういうことに関連するような、言わば返済能力の大もと、基本ではないかもしれないけれども、付加的には返済能力の大小に影響するような情報は、集めなくてもいいと読み得る根拠規定はあるのでしょうか、という一般的な解釈のお尋ねです。

角田室長 個々人の返済能力を調べるのに、物すごく細かく言い出すといろいろな情報があると思うんですけども、それらを全部調べなければいけないとまでは言えないと思います。常識的に調べられる範囲のものだということに、まずはなるでしょう。

福井委員 勿論そうです。物理的に集められないことを集めると言っても仕方がないですし、途方もない社会的コストがかかることを集めるのも合理的ではない。それは当然の前提です。それは先ほども申し上げたとおりです。

そうすると、一般論がそういうことであるという共通理解の上でお伺いしますけれども、先ほどからの御主張は、借入金の返済能力に関する情報の中に、過払い金返還請求訴訟をしたかどうかとか、その結果がどうであったかということについては含まれないという御趣旨にも聞こえたんですが、そういう理解ですか。

角田室長 返済能力を証明することにならないのではないかと思います。

福井委員 どうしてでしょうか。

角田室長 個々人は、過払い金返還請求をしてもいいし、しなくてもいいわけです。

福井委員 するかしないかということが返済能力と関係がない、ないしは関係しないという御趣旨ですか。

角田室長 返してもらいたいと思う人が、返してもらおうとするわけです。

福井委員 要するに、そういう過払い金返還請求をした人とそうでない人とで有意に返済能力に差がないという御主張ですか。

角田室長 有意にというのはどの程度のことを指しておられるのかわかりませんが、たしか20年12月時点で、全情連で80万人ぐらいが過払い金返還をされた。これは71番というコード番号で登録される情報なんですけれども、実際に過払い金返還請求された中で債務減額もされている方というのは8万人ということです。昔は恐らくこの比率というのはもう少し高かったんだろうと思います。

したがって、苦しくて債務整理をしたい。弁護士さんにサポートしてもらえれば、過払い金返還という、当時で言えば利限法への引き直しということも伴って、恐らく債務整理ということに至る。こういうことが基本的に妥当とされていたんだと思うんですけども、今は物すごい量の過払い金返還請求がある中で過払い金の返還を求める人というのはさまざまになっておりまして、確認したところ、その中で債務整理に該当するものが8万になるんです。そういう状況のときに、過払い金

返還請求した残りの9割の人たちに対して、こういう形で情報提供されると、現実的にはクレジットカードを発行しないと、そういう弊害が出てきてしまうということです。

福井委員 そうではないのです。弊害の話ではなくて、今の論点は返済能力が劣るかどうかとか、あるいは非常に高いかどうかということに因果関係を持つ情報であれば、法令上の定義から明らかのように返済能力に関する情報です。

角田室長 因果関係は相当薄いでしょう、ということです。

福井委員 因果関係が薄いということは、どういうふうを確認されているんですかということを知りたいんです。

角田室長 債務整理と結び付いていないということなんです。

福井委員 室長の倫理感を伴った判断でそうだとすることは、我々は理解したつもりですが、そうではなくて、釈迦に説法かもしれないけれども、与信情報というのはまさに一種のリスク計算の世界です。どれぐらいのリスクの人にはどれぐらいの金利を要求するか、あるいは保険料率の設定でもそうですけれども、大数の法則を適用して統計的に厳格に検証をして、どれぐらいのリスクの人にはどれぐらいの高い保険料あるいは安い保険料を要求するかということと、この与信情報とは基本的にパラレルです。ですから、そういうことはないはずだとか、因果関係が薄いはずだということを決めてはならないものでありまして、要するに、過払い金返還情報というものが返済能力、要するに、どの程度確実に返せそうか、全額を返せそうか、などということと一定程度の関わりがあるのであれば、それはむしろ有用な情報であって、登録してもらわないと困る情報になります。

そうではなくて、実証的に見て、要するに単なる推論ではなくて、現実に関係がほとんど関連を持たない、相関を持たない、因果関係が検証できないというような統計的事実があるのであれば、それは返済能力に関する情報ではないということになるんです。ですから、それは倫理や価値判断で決めるべきものではございません。客観的にどういう相関や因果関係があるのかということがまず先にならなければいけませんので、そういう前提でどうお考えかということをお聞きしたいのです。

角田室長 お話では、この分を加味して金利を決められているというところを前提にされているようですけれども。

福井委員 金利だけではないです。返済条件です。限度額ですとか、その他一切の返済条件に関わるかどうか。私がそうだと言っているのではないです。そういうことがあるのであれば、それは端的に返済能力に関する情報になりますし、そうでないのであれば、室長がおっしゃるような関係がないということになるので、あくまでもどちらか、ということは事実認識に基づく話です。

角田室長 直接各会社がこの情報を見たときに、金利にどういうふうに影響させているかということヒアリングしたことはありませんけれども、そんなに細かく金利に段階を設けているわけではないだろうというぐらいは推測がつかます。

福井委員 推測で決めてしまっているんですか。あるいはヒアリングもしないで決めてよろしいんでしょうか。

角田室長 ダイレクトには聞いておりませんが、商品というのは貸すか、貸さないかです。勿論、枠の問題はありますけれども、貸すか、貸さないか情報です。

福井委員 貸すか、貸さないかの判断には影響するんですか。

角田室長 させている可能性があると思います。

福井委員 させているのはなぜでしょうか。

角田室長 なぜかというのは、私は必ずしも信用リスクだけの問題ではないのではないかと考えています。

福井委員 それは何の問題ですか。

角田室長 まさに過払い金返還請求を受けるリスクの問題だと思います。

福井委員 過払い金返還請求を受けるということは、それだけ貸金業者の持ち出しが多くなるわけですから、企業の経営判断にとっては、それ自体影響するのは当然の判断ではないですか。

角田室長 それは利息制限法を超過した利息を堂々と取れるという状況下であればわかるんですけども、恐らくそういう意味で、かつて信用情報として有効に機能していたであろうことは先生のおっしゃるとおりだと思います。

福井委員 グレーゾーンがあった時代にはということですね。

角田室長 はい。

福井委員 ただ、グレーゾーンがなくなった後は、役に立たないと思えば、すなわち、業者なり信用情報機関にニーズがない情報であれば、そんな無駄なものは収集しなくなるはずですね。

角田室長 無駄なものというのは、どういうことですか。

福井委員 室長のおっしゃるような意味で、グレーゾーンがあった時代には意味があった。その部分について後から不意打ち的に請求されたら、経営判断だから合理性があったけれども、今はグレーゾーンがなくなったんだから、その意味で、これからの新規のものには、言わばグレーゾーンが顕在化するかどうかという点でのリスクの判定には役に立たなくなったということですね。

中条主査 ほかの方で御質問等ございますか。

福井委員 ちょっと補足しておきます。多少同じことを繰り返すかもしれませんが、信用情報になるのであれば、それはできるだけ集めた方がいいというのが貸金業法の趣旨だと思います。

そういう情報に過払い金情報が該当するかどうかということなんですが、貸金業法の趣旨、返済能力情報はできるだけ集約して、きっちりと提供できるようにしましょうという趣旨からすると、もし過払い金返還請求をした人たちが 80 万人提起して、そのうち 8 万人がまだ債務が残っている状態で、72 万人については債務が消えた状態という、その違いは当然あるんですが、80 万人とそれ以外の人たちとの間で、もし返済リスクに差があるという事実が客観的にあるのであれば、そこは正確に区別しないと、逆に 80 万人以外の人たちの借入条件を悪くする。貸してもらいにくくなる、あるいは貸付条件が悪くなるということになりかねないわけです。そこは具体的、実証的などの程度過払い金情報というものが実際の返済リスクなり、返済信用情報に影響しているのかということを確認してからでないと、軽々には判断することはできないと思います。

角田室長 この件に関しては、幾つかの方と話をしていますけれども、信用情報あるいは金利水



準にこういう形で反映させていますという説明をきっちり伺ったことはありません。

福井委員 我々のところでは、明らかに反映させていますとおっしゃっていました。要するに、その情報は返済能力に関する情報として有用ですと、貸金業協会の方も信用情報機関の方も口をそろえておっしゃっておられまして、要するに黒の人と白の人がいるのを合わせてグレーにするのであれば、白の人の条件を悪くせざるを得なくなるということを憂いますと明言されておられます。

角田室長 そこは私の方でももう一度確認してみたいと思いますが、金利条件に影響を与えているという説明ですね。

福井委員 そうではありません。貸付条件全般ですから、貸す、貸さない、金利、限度額、返済期間すべてを総合して、不利、有利の何らかの有意な影響があるのであれば、それは影響しているということですから、金利だけ影響させるということには必ずしもならない。

角田室長 貸出枠でもいいんですけどもね。

中条主査 でも、長期的には当然金利に影響することになりますね。

確認なんですけれども、完済をした人について、全情連は過払い金請求をしたというフラッグは消すのではなかったですか。

角田室長 もともと登録されないんです。

中条主査 その後、完済した人はどうなるんですか。

角田室長 完済された場合は、債務整理という登録はされませんが、過払い金返還というものは残ります。

中条主査 残るんですか。消すというようなことを言っていた覚えがあるんですが、そこは後で確認をしてください。

角田室長 4つの分類がありますけれども、債務者が過払い金返還請求を行い債権者がこれに応じた結果、債務残高が残ったけれども、それはきちんと返済されたというものです。

中条主査 完済し、その後に過払い金請求としての登録はされないですね。

角田室長 完済した後の過払い金返還請求の場合は、なしです。

中条主査 登録なしですね。だから、過払い金請求されたことそのものが経営を圧迫するからどうのこうのということは、消してしまっているんだから、関係ないですね。

何か関係を示すような調査というのは、できないんですか。

福井委員 アンケートをとるとかね。貸金業協会にどういうふうに使いますかとか、例えば過払い金返還請求をした人の与信審査に当たっての考慮事項だとか、あるいは過去の返済履歴などはどうですかとか、金融庁が率先してアンケートをとっていただいたら、ある程度真実がわかるのではないですか。

角田室長 ある程度わかるでしょうね。

福井委員 それをまずやった方がいいのではないですか。思い切りというか、一種の直感でスタートするよりは、きめ細かだし、そんなに難しい話ではないと思います。サンプル調査でもいいですから、過払い金返還請求情報というものが、まさに返済能力に関する情報としてどのように使われているのか、いないのか。それはどの程度なのかということは、ちょっとした調査でかなりのデ

ータが明らかになると思います。我々や信用情報機関、貸金業の団体などと連携していただいて、早急に準備をして、簡単な調査を実施していただませんか。

角田室長 もし何かうまいこと説明がつくのであれば、そうおっしゃるでしょう。要するに、総合的判断という表現をすることによってしか、それ以上に有用だという説明ができないので、こういうところにきているんです。

中条主査 ごめんなさい。もし有用な説明ができない調査結果が出たら、我々としてはそれはいいんです。それによって、そこにわざわざ信用情報として載せる必要はないでしょうということが言えるわけです。ですから、そういう調査をされたらどうでしょうかということなんです。

福井委員 要するに、貸金業者の言い分について吟味することがあれば、それはしたらいいけれども、基本は、貸金業者は慈善事業で商売しているわけではないんだから、その団体、言わば出資先である信用情報機関も無駄な情報を集めようとはしないはずで。何に意味があるかということを考えてやっているんだと仮定して差し支えない。まさに返済能力に関する情報として意味を持たせているという意味なり、意図の集合が事実としてあるのであれば、それ自体は重い事実です。それは調べてみなければわからないわけですから、調べるアプローチはしていただかないとまずいと思います。

角田室長 結局、これで世間に対して説明ができるだろうという話が出てこないんです。

福井委員 議論して、貸金業者のある代表者の方なり責任者の方から聞くというよりは、やはり与信基準にどう反映されているのかとか、審査に当たってどう考慮されているのかという事実として聞かないと、主観的な答えはしにくい。

角田室長 貸金業者に問えば、過払い金返還請求情報も総合的な判断の一環として使わせていただいていますと答えることになるんです。

福井委員 それをもう少し要因分解して、この部分がどういうふうに寄与しているのかと聞かないとね。

角田室長 例えば過払い金返還というフラッグが立っている人がいたときに、100のうち何%の人に貸していますかというのと、相当低い数字を出します。

福井委員 そういう場合は、聞いてみないとわからないのではないですか。少し調べましょう。

中条主査 そのデータはお持ちなんですか。

福井委員 どういう調べ方をするかはともかくとして、もう少し事実を明らかにした方がいいと思いますので、検討いただませんか。

安念委員 それ自体が一定の政治的な意味を持つことになるんです。別に私は金融庁さんの肩を持つわけではないけれども、一種の工夫をしなければならないですね。

福井委員 政治的判断は事実がわかった上でやるべきことです。事実を知る前に政治的判断をするのは、行政庁がやるべきことではないです。

資料とか何とかではないのです。我々は一種の素人です。貸金業の現場は何も知らないけれども、ここにいるメンバーも先ほどから何度も申し上げるように、過払い金返還請求を完済であれ何であれした人のグループと、そういうことを全くしない人のグループについて、他の事情が一定であれ

ば、どちらが安全そうか。私たちが貸し手であれば、単純にそれはしたことがない人の方が安全だ  
と思うという、極めて素朴な判断を我々は持っているわけです。その素朴な常識と全然違うことを  
貸金業者がしているとは思えない。あるいは国民がそう判断するとは思えない。これは論理的推論  
の基本です。

そうであるなら、むしろデータをとらなければいけないのではないですか、というのが答えにな  
るはずです。それをひっくり返すのであれば、よほどきちんとした論証、データを積み上げていた  
だかないと、それこそ国民に説明がつかないのではないのでしょうかというのが我々の懸念です。

中条主査 仮説を棄却するような実証分析結果がほしいということなんです。

安念委員 理屈はそういうことですね。

福井委員 いずれにせよ御検討いただくということで、どうでしょうか。ここでこれ以上やって  
も水かけ論になるでしょうからね。

中条主査 もしかしたら、室長の方でそういうデータを実はお持ちなのかもしれないし、そうい  
うものを持っていると言うとまずいからおっしゃらないのかもしれないけれども、要するに、仮説  
を棄却するような実証分析結果を示していただけると我々は納得しやすいということなんです。

福井委員 納得したいという意味ではないですね。

中条主査 したいとは言っていません。

福井委員 真っ直ぐな筋の素朴な仮説というか、直感常識と違う結果が出るというのであれば、  
よほどの証拠を見せていただかないと納得しにくいのです。

中条主査 言葉じりをとらえて申し上げるわけではないですけども、室長がおっしゃった過払  
い金返還請求した人のうち、債務整理に至った人が約1割だというのは、やはり1割分影響をもた  
らすわけです。それが有意な影響を与えるかどうかという点が問題なわけです。

角田室長 その1割に関しては、別の方でちゃんと債務整理という情報が提供されるんです。

中条主査 おっしゃっていることはわかります。

どうぞ。

堂下参考人 先ほど室長がお話された80万人のうち、72万人のところですよ。9割の方です。そ  
の人も実際には生活に困窮していたから、大半が過払い金返還を請求したのではないかと思っ  
ています。

もう一つは、完済者が過払い金返還請求をするケースも最近増えていますが、実は完済者に分類  
されながらも、以前の金利では借りられたけれども、今の金利では借りられない人もいて、そうい  
う人たちのうち、何らかの資金需要に遭遇して、過払い金返還請求を行使する人もいます。  
変な話ですが、生活困窮者が給付金を受け取るような感覚で過払い金返還請求をしている人も多分  
いるんだと思います。

そういうことを考えますと、今後、過払い金返還請求というものは、その人の生活の困窮度を示  
す1つの変数になり得るのではないかという考えが私の仮説です。

角田室長 オール・オア・ナッシングではなくて、率と枠にうまく反映できるようなことになっ  
ているんですということであれば、それはいろんな説明がつくんですけども、現実にはオール・オ

ア・ナッシングでやってしまうんです。そこが非常に深刻な問題になってくる。

福井委員 オール・オア・ナッシングになるぐらい本当に寄与分があるのなら、それは正しい判断なんです。だけれども、実際にオール・オア・ナッシングになるほどの決め手ではなくて、連続的ないろんな要素の中の1要素、パーツにすぎないというのであれば、それにふさわしい反映の仕方になるはずです。それも事実認識次第だと思います。

安念委員 難しいところですね。

角田室長 要するに、返済能力というより、約束を破ったということなのかもしれません。

福井委員 約束を破った者という主観的な話が、仮に返済能力に関する情報に転嫁するのであれば、それは極めて有益な情報なんです。だから、倫理なことよりは、返済能力にピンポイントで影響するかどうかだけを議論するべきだと思います。

中条主査 貸し手側の方の論理と我々は同じものを主張しているわけではないんです。仮に貸し手側の人たちが、今、室長がおっしゃったような論理でやっているとしても、それはそれで別問題です。我々はそれが与信能力に影響するものかどうかという視点で見ていくべきであると思っています。

福井委員 主観的に何か起こっていても、あるいは起こっていないにしても、影響するのであれば、それはちゃんと開示したいし、そうでないものは別に開示しなくてもいいのではないですかということに尽きるんです。

中条主査 そうということです。議論としては、非常に単純な話です。

実証分析をしていただける可能性があるかどうかは、御検討いただけるとありがたいです。

今日はどうもありがとうございました。

以 上